

長野市空き家管理事業者登録・紹介制度実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、空き家の適正な管理を促進し、良好な住環境の持続を図るため、空き家を管理する事業者（以下「空き家管理事業者」という。）を登録し、空き家の所有者等に登録した空き家管理事業者の紹介を行う長野市空き家管理事業者登録・紹介制度（以下「本制度」という。）の実施及び空き家に係る地域との情報共有に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住の用に供されていないことが常態となっている、市内に所在する専用住宅及び併用住宅等をいう。
- (2) 所有者等 所有権その他の権利の権原に基づき、当該空き家の管理等を行う者をいう。
- (3) 空き家管理業務 外観調査、家屋の通風、水道の通水、敷地内・家屋の清掃、雨漏りの確認、庭木のせん定、除草、家財の処分その他の空き家等を適正に管理するために必要な業務をいう。
- (4) 自治組織等 地域を基盤として当該地域の自治活動をしている任意団体又は特定非営利活動法人で、地域にある空き家の適正管理に係る活動を行うものをいう。

(登録を受けることができる空き家管理事業者)

第3 空き家管理事業者として登録を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市に主たる事業所を有する空き家管理事業者又は自治組織等であること。
- (2) 構成員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がいないこと。
- (3) 自らが行う空き家管理業務について、パンフレット又はホームページ等で広報を行うことができる者であること。
- (4) 空き家管理業務を行い、その業務の報告を空き家の所有者等へ行うことができる者であること。
- (5) 空き家管理業務として家財の処分を行う事業者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可又は古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受けている者であること。ただし、古物商の許可のみを受けている者にあつては、一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可を受けている者と一般廃棄物となる家財の収集及び運搬について委託契約を締結している者であること。

(空き家管理事業者の登録等)

第4 空き家管理事業者として登録を受けようとする者は、長野市空き家管理事業者登録申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）その他市長が指定する書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、内容等を審査し、適切であると認めるときは、長野市空き家管理事業者登録名簿に登録するとともに、その旨を長野市空き家管理事業者登録通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、登録した内容について公表するものとする。

（登録事項の変更等）

第5 市長から長野市空き家管理事業者登録通知書の通知を受けた者（以下「登録管理事業者」という。）は、第4第2項の登録（以下「登録」という。）の内容に変更があったときは、長野市空き家管理事業者登録事項変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 第4第3項の規定は、登録内容の変更について準用する。

（登録の抹消等）

第6 登録管理事業者は、登録を抹消しようとするときは、長野市空き家管理事業者登録抹消届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その登録を抹消するものとする。

3 第1項の場合のほか、市長は、次のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

(1) 第3に規定する要件に該当しなくなった場合

(2) 空き家の所有者等に虚偽又は悪質な勧誘を行った場合

(3) 強引な手法や事実誤認を与える営業活動や表示を行った場合

(4) 不要な業務の強要を行った場合、故意に見積りの金額等を偽った場合、著しく不適当な料金設定を行った場合その他業務が著しく不適当であると認められた場合

(5) 空き家の所有者等との意思疎通が不十分であり、苦情等に対して不誠実であった場合

4 市長は、前2項の規定により登録を抹消した場合は、その旨を長野市空き家管理事業者登録抹消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

5 第4第3項の規定は、登録の抹消について準用する。

（登録管理事業者の紹介）

第7 市長は、空き家の所有者等からの要望に応じ、空き家管理業務の内容及び当該管理業務を実施する区域に基づき、登録管理事業者を抽出し、及び紹介するものとする。

（空き家に関する情報提供）

第8 市長は、空き家の所有者等から、空き家管理に関する情報提供同意書（様式第7号。以下「同意書」という。）の提出を受けた場合は、同意書に掲げる項目につ

いて、その空き家が所在する行政連絡区の区長又はその集落を代表する者（以下「区長等」という。）に情報を提供するものとする。

- 2 区長等は、前項の規定により情報の提供があった空き家について、維持管理が必要であると認めるときは、空き家管理事業者又は市長に対して連絡を行うことができる。

（空き家管理業務の内容等に係る協議等）

第9 空き家管理業務の内容、料金その他必要な事項については、登録管理事業者と空き家の所有者等との双方で協議し、決定するものとする。

- 2 市長は、前項の協議及び決定については、一切これに関与しない。

（個人情報の取扱い）

第10 登録管理事業者及び区長等は、本制度における個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、又は利用しないこと。
- (2) 個人情報を紛失すること等のないよう適正に管理すること。

（補則）

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。